

平成 2 7 年 第 3 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 8 月 1 0 日 開会

平成 2 7 年 8 月 1 0 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成27年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第77号から議案第79号の一括上程、説明	6
議案第77号の質疑、討論、採決	8
議案第78号の質疑、討論、採決	9
議案第79号の質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	16

浪江町告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年7月28日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成27年8月10日（月） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1）土地の取得について
 - （2）平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）
 - （3）平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成27年浪江町議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

平成27年8月10日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第77号 土地の取得について
- 日程第 4 議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算
（第2号）
- 日程第 5 議案第79号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸 一 郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	小 黒 敬 三 君
13 番	佐 藤 文 子 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	三 瓶 宝 次 君	16 番	馬 場 績 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	副 町 長
馬 場 有 君	檜 野 照 行 君
総 務 課 長	復 旧 事 業 課 長
佐 藤 良 樹 君	三 瓶 徳 久 君
津波被災地対策課 長	
安 倍 靖 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	次 長
清 水 佳 宗	横 山 秀 樹
書 記	
柴 野 早 苗	

○議長（吉田数博君） おはようございます。東日本大震災から、4年5カ月が過ぎようとしています。

平成27年第3回臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。おなおりください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員には節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装をしない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解いただきたいと思います。存じます。

なお、暑い方は上着を外して結構でございます。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回浪江町議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、若月芳則君、9番、佐々木恵寿君、10番、山本幸一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第77号から議案第79号の一括上程、説明

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第3、議案第77号から日程第5、議案第79号までを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、日程第3、議案第77号から日程第5、議案第79号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第77号 土地の取得についてを議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 議案第77号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

- 議長（吉田数博君） 詳細説明、津波被災地対策課長。
○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。

議案書をご覧いただきたいと思います。取得する土地の所在地につきましても、別紙明細書のとおり浪江町大字両竹字森合13番他7筆、面積合計5456.56㎡、取得予定価格は1011万4640円、取得の相手方は浪江町大字両竹字北庄司口46番地大浦要三でございます。

今回の提案を入れまして議会の議決が必要な契約の合計は41件、面積約31.6ha、率にして68.9%になってございます。

なお、別資料といたしまして土地の取得予定箇所を表示した位置図を付けてございますので後ほどご覧いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 日程第4、議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予

算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。補正予算書、裏の2ページ目をご覧くださいと思います。

第1表、債務負担行為でございます。事項、公共土木施設災害復旧事業、橋梁災害復旧事業、工事期間、平成28年度から29年度まで。限度額1億5000万円でございます。

工事内容についてでございますが、工事箇所につきましては、高瀬川に架かる酒井橋及び小野田橋の災害復旧工事でございます。

工期は、今回予算の議決をいただきました後、入札を執行の上、9月議会に工事契約の議案を上程いたしたいと考えてございます。

工期につきましては、議決をいただきましたならば、議決から平成29年6月30日まで3年間を予定しております。

なお、主な工種でございますが、まず酒井橋につきましては橋脚取壊し再構築が1基でございます。橋脚のコンクリート巻き立てが1基でございます。橋脚部分の断面の修復1基、上部工桁位置の修正が4連、支承取替24基、伸縮継ぎ手取替え25mでございます。

続きまして、小野田橋でございますが、橋脚部分断面修復1基、上部工桁位置修正が2連、支承取替6基、伸縮継ぎ手取替え9mでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第79号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第79号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） それでは、裏面2ページの第1表債務負担行為について説明いたします。

事項、公共下水道災害復旧事業、権現堂工区。期間、平成28年度。限度額6億円であります。事業の内容は、権現堂地区の下水道管渠

復旧工事であります。復旧延長は3112m、管渠口径は150mmから350mm。道路の舗装復旧工が9304平米となっております。

工期は今回予算の議決をいただきました後、日本下水道事業団との協定の締結を9月議会に上程いたします。

議決をいただきましたならば、議決から平成29年3月末までを予定しております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、産業・建設常任委員会開催のため午前9時45分まで休議をいたします。

委員の方は中会議室2にご参集ください。

（午前 9時10分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のため暫時休議いたします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 9時46分）

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第77号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第77号 土地の取得についてを採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のため、暫時休議をいたします。
（午前 9時47分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。
（午前 9時48分）

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 若干質疑をいたします。77号議案についてもそうでしたけれども、議案第78号今資料の配付がありました。基本的な問題として定例議会、臨時議会を問わず、まず議会前に議案を送付すべきだということを改めて提案者に指摘をしておきたいと思えます。その上でなんですが、工期が平成29年6月30日までです。79号については、平成29年3月末日という提案ですけれども、考え過ぎかもしれませんけども、避難解除の見通しが平成29年3月になるという政府方針が提示をされました。それとの関係で工期上6月30日までということと、それから避難解除の目途3月末日との関係についてどういう判断をされたのか。あくまでも災害復旧工事は災害復旧工事だということなのかどうなのかというのが第1点。

それから、第2点は何故債務負担行為なのかと。

それから第3点としては、災害復旧工事の事業に対する国庫補助と町負担はどのようになるのかということについてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 議案第78号、橋梁災害復旧工事の工期について申し上げます。高瀬川の橋梁下部工の補修工事のために渇水期施工ということをしなければなりません。高瀬川の渇水期というのが1月から4月までです。川の中の工事は1年のうち4カ月しかできないということで、酒井橋につきましては2つの渇水期が必要だということで、平成29年4月いっぱい工事の工期としてかかります。工事としては6月30日まで工期をとるということでありませぬ。これに関しては、避難指示の解除ということは全く関係がございません。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 次の何故債務負担行為かということですが、基本的には工期といいますか、その事業が複数年度にわたるといことで債務負担行為の設定を今回お願いするところですが、中身的に申し上げますと、当然一体で発注しますと経費的な節減になります。あともう1点につきましては、単年度で入札をしていきますと、もし例えばこれは後々のことなのですが、一体性と申しますか、別の業者で取った場合には当然一体性が損なわれる。その債務負担行為の設定ですが、予算の執行上で申し上げますと、債務負担行為の定義というのはおかしいのですが、継続費の総額または繰越明許費の総額の範囲内で設定する場合を除く場合は債務負担行為。これまで浪江町の場合ですと、こういう工期が複数年に渡るといことがなかった経過もございます。債務負担行為の設定というの、私の記憶ではほとんど工事に関しては記憶がないのですが、今回はこういう形で複数年に渡るといことで債務負担行為の設定を今回提案したところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 橋梁災害復旧工事の補助率につきましては、国費が0.667であります。3分の2です。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 補助残の残りは町の費用、町単費ということになります。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 国庫補助と町負担の割合ですが、災害復旧工事の一般事例としては、そういう制度になっているということだと思ふんですけど、いわゆる津波原発被災に伴う公共事業の国庫補助については、ゼロ負担といふことの選択はないのかどうなのかということについてお尋ねします。

それから、何故債務負担行為なのかということについては、正直行政の継続性という点から言えば、今の課長の答弁は不十分ではないかと。浪江町としてはこういう工事が初めてなのということとか。それから仮に落札業者が同じだとすれば、工事の一体性が損なわれるということだから、これも入札がどうなるかということについてはいろんなケースがあると思ふけれども、そのことをもって債務負担行為という判断をするといふのはやはりいかがなものかと。まして落札についてはいろんなケースが考えられるということだか

ら、それはあまり先入観を持たないで、行政の基本的な姿勢で対処すべきではないかと。総じてこういう複数年度に渡る事業で債務行為というのはこれまではなかったということで、なかったということについて二つの意味が考えられると。一つはそもそも複数年に渡る事業がなかったということと、それからこういう事業における複数年も含めてですが、その債務負担行為はこれまでなかったと。これについても債務負担行為をもってこの事業をするという明確な行政の説明にはなっていないのではないかと私は思うのですが、今一度お答えをください。

それから、工期については了解をいたしました。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。今回78号で提案していますのは、一般会計の補正予算の中で災害復旧費、いわゆる公共土木施設災害復旧事業の中で債務負担行為を設定するというのが予算上の措置を今お願いを説明しております。現実的には、やがてその中には考えられる事業がありますので、補足説明としては酒井橋と小野田橋の説明を申し上げていますが、災害復旧を早くやるという意味では、今後発注するものが当然に年度をまたがって予算措置をしたほうが非常にスムーズに行くということで債務負担という方法が地方自治法で認められていると。それを使っていきたいということでありまして、ですからここでは債務負担の限度額を設定すると。予算上の次年度に責任を持つ、債務を責任を持つという限度額を設定するという方法にしておけば、その範囲の中で発注上の事務が次に進められることとなりますので、非常にスムーズに進められるということでもあります。

ですから、単品の予算、一つを対象にしている予算であれば、言われるような全体設計のような設定も考えられるわけですが、これはあくまでも今予算上、公共土木施設災害復旧事業の予算について債務を設定するという行為で弾力的な、法律上その災害復旧は3カ年のうちに復旧しろというのが法律上の建前になっております。その中で、今回、町としてはこれだけの債務負担を設定させていただいて、その後に工事の発注等についてはその中でまた具体的な案件が出てきたときに、今度は契約等が議会の議決案件になればそれをまた別途提案をするということで、今回はあくまでも予算上の措置であります。契約行為については、単品の契約はまた後だと。

ただ、何故設定するかというのは、先程、担当課長からも説明しましたけれども、当然に今回災害復旧ですから査定が終わっている対象がある程度はつきりしていますので、その中でどうしても河川

の中で工事をやる案件がございます。これについては、河川管理者から川に入って良いかという許可をいただいて工事をやることになるわけですが、先程課長から説明があったように、雨が降って川の中でいろんな物が流される時期には川の中に入ってだめだと。入っていることによって阻害をして大きな災害等を起因する恐れがあるので、川の中にいろんな物を置いたり、水の流れを妨害するような行為はやってはだめだという期間がどうしても設定されるということで、実際に我々が川の中に入って使える時間が中々ないということもあります。ただし、契約は全体を契約しないと、短い渇水期中に工事をやるために、契約をして実際施工する人はその短い期間に向けて予め準備をしておく必要があります。ですから、それらを踏まえて、どうしても一連の形での発注が出てくるということがありますので、そういう意味で今回債務負担の設定を予算上、措置をお願いしたいということで78号の提案をしておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） この種の工事については、限られた渇水期に工事をしなければならないということもあって、複数年に渡るという災害復旧工事の事情については理解をしました。

その上でなんですが、端的に聞きます。当初予算で災害土木施設災害復旧事業という予算措置はなされていると。その事業のために町としては債務負担行為を選択したということだけれども、債務負担行為に頼らなくてもできるのではないかというのが私のお尋ねの趣旨です。

もっと端的に言えば、先程も言いましたけれども、被災地における災害復旧工事の場合は、全額国庫負担で事業ができるようになっていないかと。にもかかわらず債務負担行為をとるとするのはいかがなものですかという趣旨です。そのことについて明確にお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。まず予算のことについては、現実的には限りなく100%に近く国費が充てられるというのが結論であります。というのは災害復旧費ですから、裏負担の自前の金については起債が認められて、それについては地方交付税で後年度措置されるようになっておりますので、実質的な負担はほとんどなくなるというのがそういう制度の中で、実質的に手当がされるということで、災害復旧工事について特に今復興等の予算がどうのこうのということで、あえて言わなくてもこの部分は手当がされ

るので、そのように扱われております。

それから、複数年度で発注どうしてもしなければならないということは、工期上は理解いただけたということなので、予算がそういうことであります。あとは、先程言いましたように工事施工していただく方と契約をするわけですが、現実的には4カ月というような短い間に川の中に入っているいろんなことをやるということになりますと2カ年にまたがって渇水期、2つの渇水期を使って工事を仕上げるということになりますので、最初の渇水期中で工事施工業者がいろんな工事をするために仮設機材等だとか。

〔「それは分かりました」と呼ぶ者あり〕

○副町長（檜野照行君）　そういう工事をやるために、それがその人が設置したものがそこに残されたまま、次の渇水期にその人の例えば具体的なことでいうと、川の中で締め切ってコンクリートか何かを打つためには、矢板を打ったりいろんなことをしますけれども、そういうものの撤去や何かというのは次の渇水期に撤去するとかという必要性がどうしても出てくるんですね。ですから、どうしてもその人と契約をしておかないと、その人が契約したもので設置したものを別な人がとるというわけにはいきませんので、ですからそういう意味で担当課長が責任という言葉を使いましたけれども、何かあったときの責任だとか財産の帰属だとか、そういうことを踏まえると、どうしてもこの場合には複数年またがった姿で単独の業者と契約をするというのは、どうしても必要なことですから、それで債務負担をお願いをしたいということで今回提案をしました。どうかご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長もう一回だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　ルールですから。若干休議をいたします。
（午前10時07分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午前10時08分）

○議長（吉田数博君）　一応議会のルール上3回ということになっておりますし、16番の質問に対しては答えているという判断でございますので、ご理解いただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。
〔「質疑なしだなんて議長そういうこと

認めるの」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 災害復旧工事で近々避難解除もあるということなので、この工事については何ら異存はありません。ただ、副町長の二度にわたる答弁の中で渇水期云々その事情私分かりますよ。だから同一業者でなければならないというか、同一業者になったほうが良いということまで議会に物を言うということは、契約案件が出されていないにも関わらず、落札業者どうなるかわかりませんけれども、議決権を拘束しようとするそういう答弁ですよ。これはあり得ない話だよ。私は、同一業者になるかということとはわからないし、そのことを担保にこの議案を議会に議決を求めるということは私は筋違いだと思います、それは。結果そうなるかどうかは別にして、議決権を無視している。議決権の侵害だ、今の答弁は。納得できませんよ、それは。

したがって、反対の討論にいたします。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第79号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のため、暫時休議をいたします。
（午前10時11分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

(午前10時12分)

○議長(吉田数博君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場君。

○16番(馬場 績君) 79号についても複数年に渡る事業ですけれども、こちらは29年3月までを工期としています。事業の規模からして29年3月までの工期でよろしいという判断なのかもしれませんけれども、公共下水道事業についても除染とか家屋の解体とか、様々なその他の公共事業との関係でかなりの混雑が予想されると。そういう意味で工期の設定に問題がないのかということと。併せて78号についてもお尋ねをしましたけれども、この事業の国庫負担について最終的には後年度地方交付税措置されるので、自治体負担は限りなくゼロに近いという答弁先程ありましたけれども、そうではなくてこういう事業についても被災地の事業として、スタートから全額国庫負担という事業の選択はできないのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長(吉田数博君) 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長(三瓶徳久君) 震災前からある事業につきましては、既存の事業と言いますけれども、災害復旧事業など既存の事業があるものは既存の事業で災害復旧はするよという話でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○復旧事業課長(三瓶徳久君) 工期につきましては復旧延長が約3.1kmですから、2カ年に渡らないと完成しないということでありまして、公共土木施設災害復旧事業と先程の橋梁と一緒にございまして、補助率3分の2、0.667となっております。

○議長(吉田数博君) 総務課長。

○総務課長(佐藤良樹君) あと、もう1点付け加えて申し上げますと、今回の災害復旧等については激甚災害が指定になっております。ただ、今、担当課長が申し上げたとおり、通常の既存の災害復旧事業で工事に関して、若しくは補助率に関しては規定されたとおりで当初はいきます。ただ、今申し上げたとおり激甚災害で何%までということはないのですが、補填される部分は当然でございます。ただ、当初の部分では、今までの通常の災害復旧事業で3分の2の補助で当初は進むということで、最終的には激甚災害が適用になりますので、補助率は今%は申し上げられませんが、限りなく100近くになる。あと先程副町長が申し上げたとおり、その後の部分については当然交付税で補填される部分でございますので、限りなく100に近

くなるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第79号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時17分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 若 月 芳 則

署名議員 佐々木 恵 寿

署名議員 山 本 幸 一 郎